（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部改正）

第十条　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第百六十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第九条の認定の基準等） **第八条**　法第九条の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　次のいずれにも該当する一般事業主であること。 イ～ニ　（略） ホ　次のいずれにも該当しないこと。 (1)　（略） (2)　職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）第一条で定める規定の違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられたこと（職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第四条の五第三項に規定する求人の申込みを受理しないことができる場合に該当する場合に限る。）。 (3)　（略） 二・三　（略） 2　（略）	（法第九条の認定の基準等） **第八条**　法第九条の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　次のいずれにも該当する一般事業主であること。 イ～ニ　（略） ホ　次のいずれにも該当しないこと。 (1)　（略） (2)　職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）第一条で定める規定の違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられたこと（職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第四条の三第三項に規定する求人の申込みを受理しないことができる場合に該当する場合に限る。）。 (3)　（略） 二・三　（略） 2　（略）

附　則

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第九十四号

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第十一条第一項及び第四十一条の規定に基づき、検疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月十日

厚生労働大臣　後藤　茂之

検疫法施行規則の一部を改正する省令

検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（明告書） **第三条**　法第十一条第一項の規定により船舶の明告書に記載すべき事項は、次のとおりとし、船舶の長（当該船舶に船医が乗り組んでいるときは、船舶の長及び船医）又はその代理人は、これに署名しなければならない。 一～二十一　（略） 2　法第十一条第一項の規定により航空機の明告書に記載すべき事項は、次のとおりとし、航空機の長又はその代理人は、これに署名しなければならない。 一～十　（略） 3　（略）	（明告書） **第三条**　法第十一条第一項の規定により船舶の明告書に記載すべき事項は、次のとおりとし、船舶の長（当該船舶に船医が乗り組んでいるときは、船舶の長及び船医）又はその代理人は、これに署名し、又は記名なつ印しなければならない。 一～二十一　（略） 2　法第十一条第一項の規定により航空機の明告書に記載すべき事項は、次のとおりとし、航空機の長又はその代理人は、これに署名し、又は記名なつ印しなければならない。 一～十　（略） 3　（略）